

令和6年6月21日

| | |
|------|---------------|
| 担当課 | 建設企画課 |
| 内線電話 | 5444 |
| 直通電話 | (095)894-3021 |
| 担当者 | 入江、久留須 |

令和6年度 第1回長崎県公共事業評価監視委員会の開催について

長崎県政策評価条例に基づき、再評価及び事後評価の対応方針（案）について諮問するため、下記のとおり長崎県公共事業評価監視委員会を開催します。
なお、会議は公開といたします。

記

- 1 開催日時 令和6年7月3日（水） 10時30分～
- 2 開催場所 長崎県庁行政棟 3階 302～304会議室
（長崎市尾上町3-1）
- 3 議 題 再評価・事後評価の対応方針（案）について
- 4 傍聴定員 20名
- 5 取材について
会議は公開としておりますので、取材は可能です。
（参加者把握のため、受付名簿に所属・氏名等を記載して頂きます。）
会議結果は、後日、議事録等を作成し公表します。
- 6 その他 審議内容を踏まえ、今年度は2回に分けて委員会を開催いたします。
第1回：都市政策課、道路建設課、道路維持課、港湾課、住宅課所管事業の審議を予定。
第2回：河川課、砂防課所管事業の審議を予定。
（開催日は後日通知予定）

【公共事業評価】

公共事業の効率的な実施と、その実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業評価を行っている。

○再評価

事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業や、事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業等について、事業継続の検証を行っている。

○事後評価

事業完了後一定期間が経過した事業について、効果や環境への影響等の検証を行い、必要に応じて改善措置の検討や評価手法の見直し等に反映している。

長崎県公共事業評価監視委員会

長崎県が実施する公共事業評価のうち、再評価・事後評価について、知事の諮問に応じて調査審議を行う学識経験者等から構成される委員会。

再評価・事後評価に基づき作成した対応方針（案）について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認められた場合には、知事に対して意見書を提出する。

○ 添付資料

- ・ 傍聴を希望される皆様へのお願い
 - ・ 令和6年度 再評価対象事業数一覧、事後評価対象事業数一覧
 - ・ 令和6年度 再評価対象事業位置図
 - ・ 令和6年度 事後評価対象事業位置図
- （※上記一覧及び位置図は、河川課、砂防課所管事業を除く）

◎ 各事業の問い合わせ先

土木部

| | | |
|-------|-------|----------------|
| 都市政策課 | 坂本、小泉 | （内線 5474・5257） |
| 道路建設課 | 岩永、浦本 | （内線 5498・5501） |
| 道路維持課 | 松永、藤田 | （内線 5511・3143） |
| 港湾課 | 平井、香田 | （内線 5523・5529） |

傍聴を希望される皆様へのお願い

「長崎県公共事業評価監視委員会」の開催にあたり、会議は公開で行いますが、円滑な進行のために、傍聴に当たっては下記事項についてご協力をお願いします。

○ 新型コロナウイルス感染症対策について

1. 会場内では、マスク着用をお願いいたします。
2. 発熱や風邪の症状がある場合は来場を控えて下さい。
3. 手指消毒にご協力下さい。

○ 傍聴の手続き

1. 傍聴を希望される方は、受付にて氏名・住所を記入の上、整理券をお受け取り下さい。
 - ・受付時間：令和6年7月3日（水）10：30～16：30
 - ・受付場所：県庁行政棟 3階 302～304会議室
2. 傍聴定員は20名とします。傍聴希望者が定員20名を超えた場合には、抽選を実施いたしますので、10時20分までに受付前に必ずお集まり下さい。
3. 傍聴希望者が定員を超え抽選となった場合、傍聴の権利を有償・無償にかかわらず譲渡することはできません。
4. 会場への入場は、係員の指示に従って下さい。
5. 会場内では「傍聴者席」に御着席下さい。

○ 傍聴に関する注意事項

傍聴される方は、以下の事項をお守り下さい。

1. 傍聴名札を配布しますので、会場では常に携帯し、傍聴終了後は受付に返却して下さい。
2. 委員会開催中は指定した傍聴者席以外での傍聴は禁止します。
3. 撮影、録画、録音は禁止します。
4. 傍聴される方の発言、委員の発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は禁止します。
5. 会場となる施設内でのプラカードやのぼり等を掲げる行為、ビラ等の配布、放歌、高唱し、若しくはねり歩く等の行為は禁止します。
6. 委員会開催中はみだりに傍聴者席を離れないで下さい。
7. 会場となる施設内の所定の場所以外に許可なく出入りすることは禁止します。
8. 委員会開催中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにし、使用は禁止します。
9. その他、委員会の進行を妨害したり、会場の秩序を乱したりする行為は禁止します。

○ その他

1. 傍聴される方は、前述の注意事項の他、係員の指示に従って下さい。
2. 以上のことをお守りいただけない方は、退場を命じる場合があります。
3. 退場の指示に従わない場合やその他円滑な議事運営に支障が生じる場合には、「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」第6条の規定により非公開で審議を行うことがあります。

令和6年度 再評価対象事業数一覧(第1回委員会審議対象)

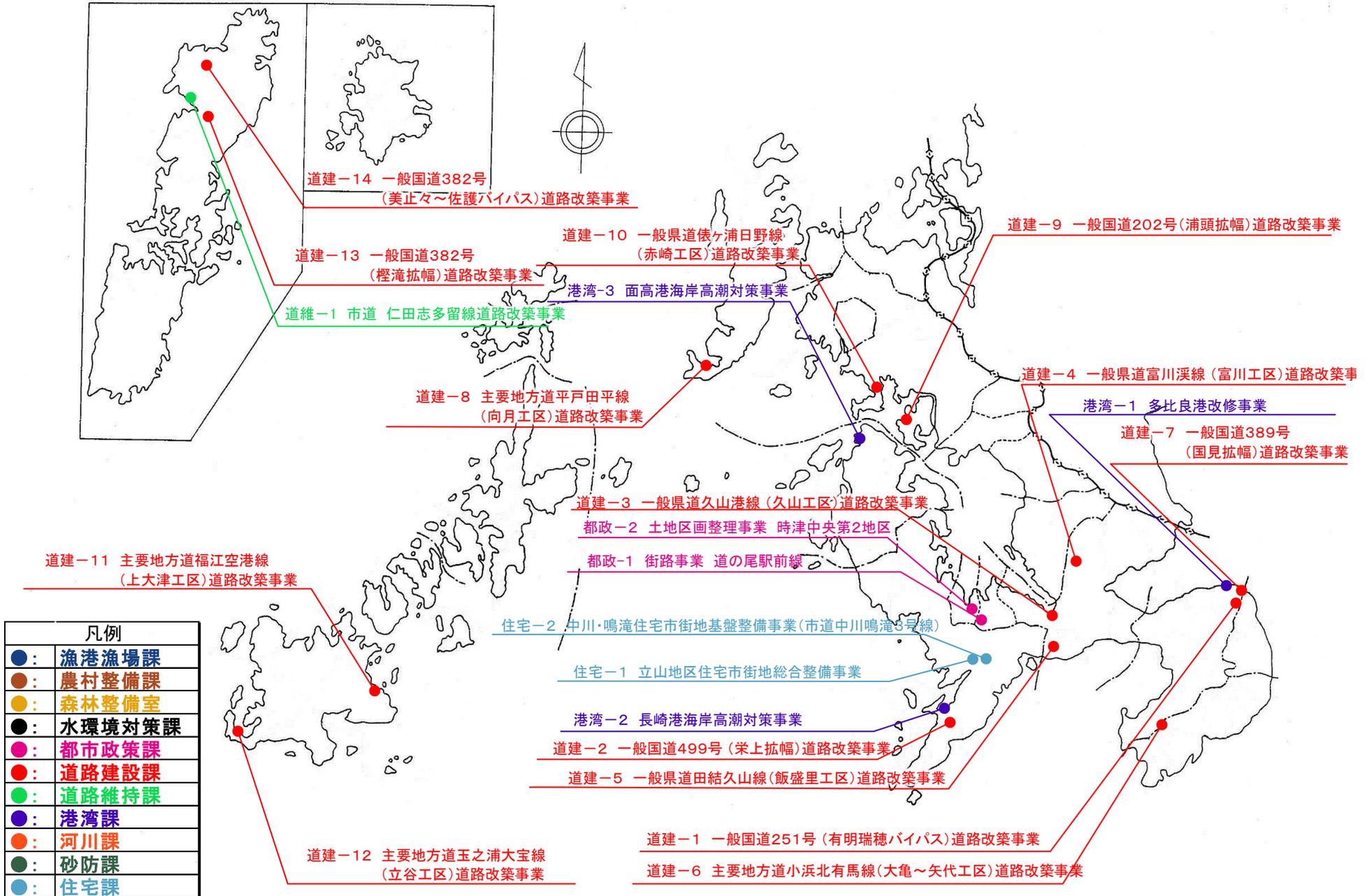
令和6年6月作成

| 担当部 | 担当課 | 対象事業数 | 県事業 | 市町村事業 | 備考 |
|-----|--------|-------|-----|-------|---------|
| 水産部 | | 0 | 0 | 0 | |
| | 漁港漁場課 | 0 | 0 | 0 | |
| 農林部 | | 0 | 0 | 0 | |
| | 農村整備課 | 0 | 0 | 0 | |
| | 森林整備室 | 0 | 0 | 0 | |
| 環境部 | | 0 | 0 | 0 | |
| | 水環境対策課 | 0 | 0 | 0 | |
| 土木部 | | 23 | 18 | 5 | |
| | 都市政策課 | 2 | 0 | 2 | 長崎市・時津町 |
| | 道路建設課 | 14 | 14 | 0 | |
| | 道路維持課 | 1 | 0 | 1 | 対馬市 |
| | 港湾課 | 4 | 4 | 0 | |
| | 河川課 | 0 | 0 | 0 | |
| | 砂防課 | 0 | 0 | 0 | |
| | 住宅課 | 2 | 0 | 2 | 長崎市 |
| 合計 | | 23 | 18 | 5 | |

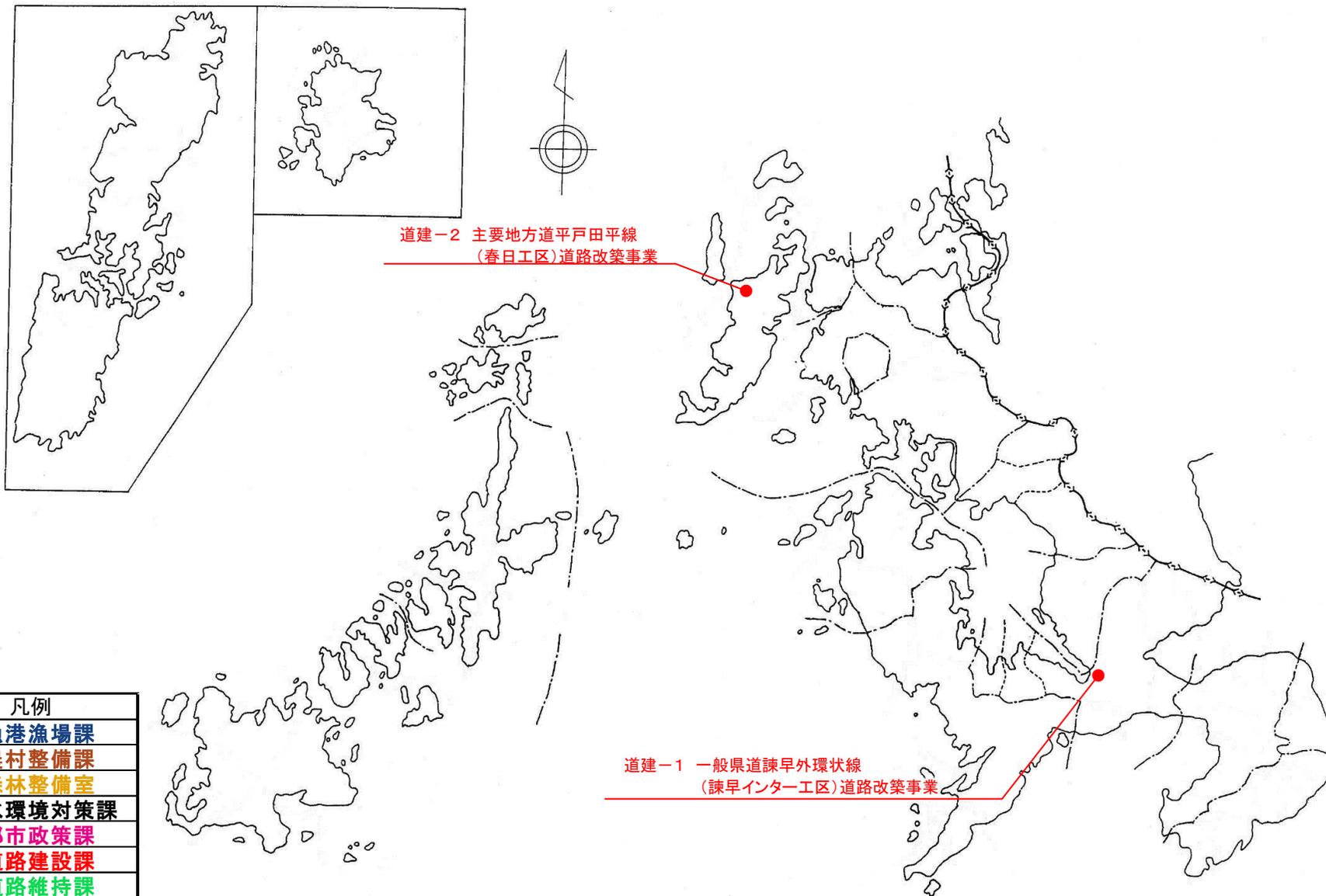
令和6年度 事後評価対象事業数一覧(第1回委員会審議対象)

| 担当部 | 担当課 | 対象事業数 | 県事業 | 市町村事業 | 備考 |
|-----|-------|-------|-----|-------|----|
| 土木部 | | 2 | 2 | 0 | |
| | 都市政策課 | 0 | 0 | 0 | |
| | 道路建設課 | 2 | 2 | 0 | |
| | 道路維持課 | 0 | 0 | 0 | |
| | 港湾課 | 0 | 0 | 0 | |
| | 河川課 | 0 | 0 | 0 | |
| | 砂防課 | 0 | 0 | 0 | |
| | 住宅課 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | | 2 | 2 | 0 | |

令和6年度 再評価対象事業位置図(第1回委員会審議対象)



令和6年度 事後評価対象事業位置図



| 凡例 | |
|----|--------|
| ● | 漁港漁場課 |
| ● | 農村整備課 |
| ● | 森林整備室 |
| ● | 水環境対策課 |
| ● | 都市政策課 |
| ● | 道路建設課 |
| ● | 道路維持課 |
| ● | 港湾課 |
| ● | 河川課 |
| ● | 砂防課 |
| ● | 住宅課 |